

大規模氾濫減災協議会の設立について

目 次

1. 設立の背景・必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 県内の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 今後の取組（スケジュール）・・・・・・・・・・ 6
4. 地域の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
5. 取組方針検討事項のイメージ・・・・・・・・・・ 10

設立の背景・必要性

【国土交通省の取組】

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

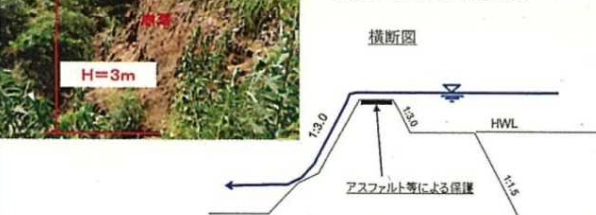
各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)>

法裏被災
天端のアスファルト等が、越水による侵食から堤体を保護（鳴瀬川水系吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨）

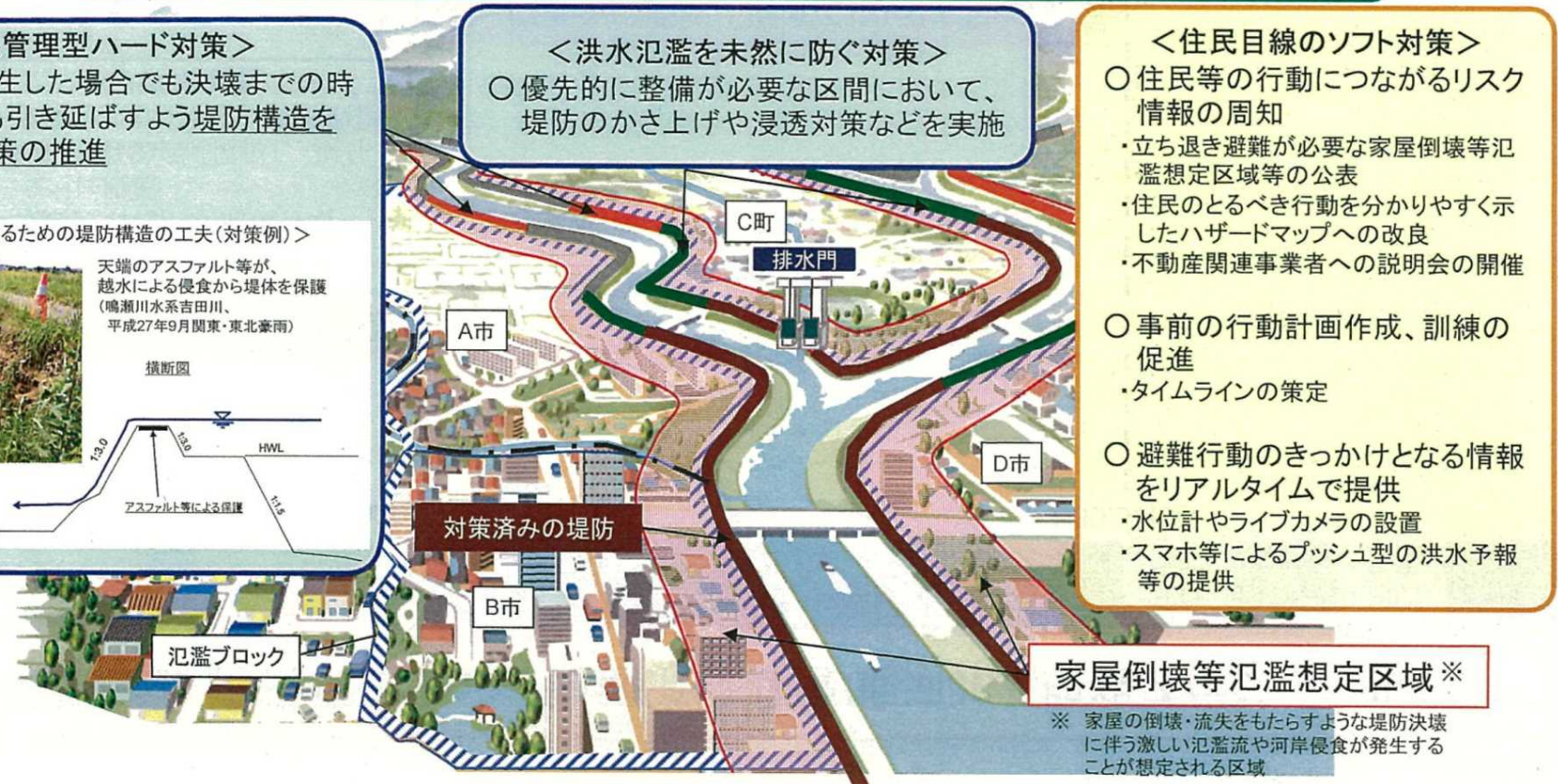


<洪水氾濫を未然に防ぐ対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

<住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
 - ・住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

設立の背景・必要性

【水防法等の改正】

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「逃げ遅れゼロ」、**「社会経済被害の最小化」**を実現し、**同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。**

- (大規模氾濫減災協議会)
- 第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。
- 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 国土交通大臣
 - 当該河川の存する都道府県の知事
 - 当該河川の存する市町村の長
 - 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 当該河川の河川管理者
 - 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
 - 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成することができる。
 - 当該都道府県知事
 - 当該河川の存する市町村の長
 - 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 当該河川の河川管理者
 - 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
 - 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。
- (都道府県大規模氾濫減災協議会)
- 第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。
- 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 当該都道府県知事
 - 当該河川の存する市町村の長
 - 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 当該河川の河川管理者
 - 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
 - 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

県内の枠組み

✓ 対象河川

- 洪水予報河川及び水位周知河川（国：3河川、県：20河川）
- 河川整備計画を策定（作業中・予定を含む）している水系※（県：21水系（うち上記河川を含まない水系：2水系））

✓ 設置の考え方

- 一級水系流域市町村は既設置協議会（紀の川及び熊野川）を拡大
- その他河川については有田・日高・西牟婁・東牟婁振興局建設部単位で設置

✓ 構成員

- 委員、幹事及び事務局

協議会	構成員	紀の川、熊野川	有田、日高、西牟婁、東牟婁
委員	国土交通大臣	各河川国道事務所長	-
	和歌山県知事	県土整備部長	各振興局建設部長・地域振興部長
	関係市町村長	関係市町村長	関係市町村長
	地方気象台長	地方気象台長	地方気象台長
ナガサキ	近畿地方整備局	-	地域河川課長
幹事	国土交通大臣	各河川国道事務所副所長	-
	和歌山県知事	防災企画課長、河川課長 各振興局建設部長・地域振興部長（追加）	各振興局建設部副部長・地域振興部副部長
	関係市町村長	防災担当課長等	防災担当課長等
	地方気象台長	防災管理官	防災管理官
事務局		各河川国道事務所河川管理課・調査課	各振興局建設部

県内の枠組み

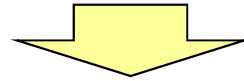
協議会名（仮称を含む）	対象市町村	河川名
紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会	和歌山市、海南市、紀美野町、紀の川市、岩出市	紀の川（国）、貴志川（国・県）、和田川、亀の川、日方川、加茂川
紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会	橋本市、かつらぎ町、九度山町	紀の川、橋本川
有田地域における大規模氾濫減災協議会	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	有田川、山田川、広川
日高地域における大規模氾濫減災協議会	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町	日高川、印南川、切目川、南部川
西牟婁地域における大規模氾濫減災協議会	田辺市、白浜町、上富田町	芳養川、左会津川、富田川、日置川
東牟婁地域における大規模氾濫減災協議会	すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	古座川、周参見川、太田川、那智川
熊野川減災協議会	田辺市、新宮市、北山村	熊野川（国・県）、佐野川



今後の取組（スケジュール）

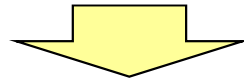
第1回協議会（今回）

- ・ 規約の決議
- ・ 現状の課題や今後の取組に関する意見交換



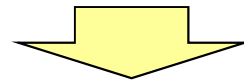
幹事会

- ・ 現状の取組及び課題の抽出
- ・ 地域における取組方針素案の作成及び調整



第2回協議会（H30年度出水期まで）

- ・ 地域における取組方針の策定（H29年度～H33年度（5箇年））



幹事会・協議会（毎年出水期前）

- ・ フォローアップ
- ・ 追加、修正 等

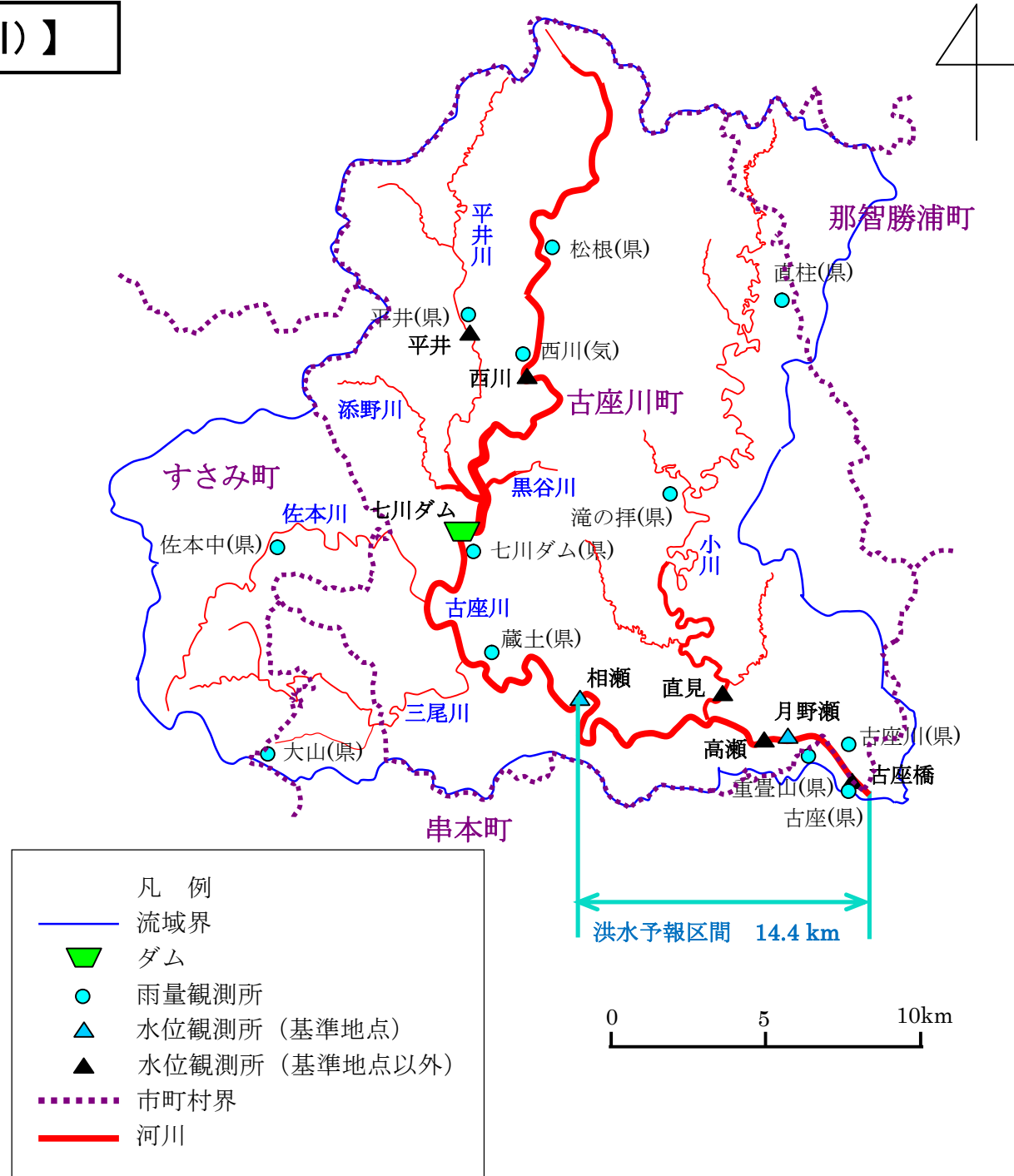
地域の状況

【洪水予報河川・水位周知河川】



地域の状況

【洪水予報河川(古座川)】



地域の状況

【 水位周知河川(周参見川、太田川、那智川) 】



取組方針検討事項のイメージ

1. ハザードマップの作成・周知等

- ・ 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成及びハザードマップの更新
- ・ 住民に分かりやすく利活用されるハザードマップの作成・周知に向けた検討
- ・ 市町を超えた広域避難計画の検討 など

2. 防災に関する啓発活動、教育の拡充

- ・ 沿川自治会単位での防災に関する啓発活動の実施
- ・ 小中学校と連携した防災に関する教育の取り組み など

3. 迅速・的確な行動のための訓練等の実施

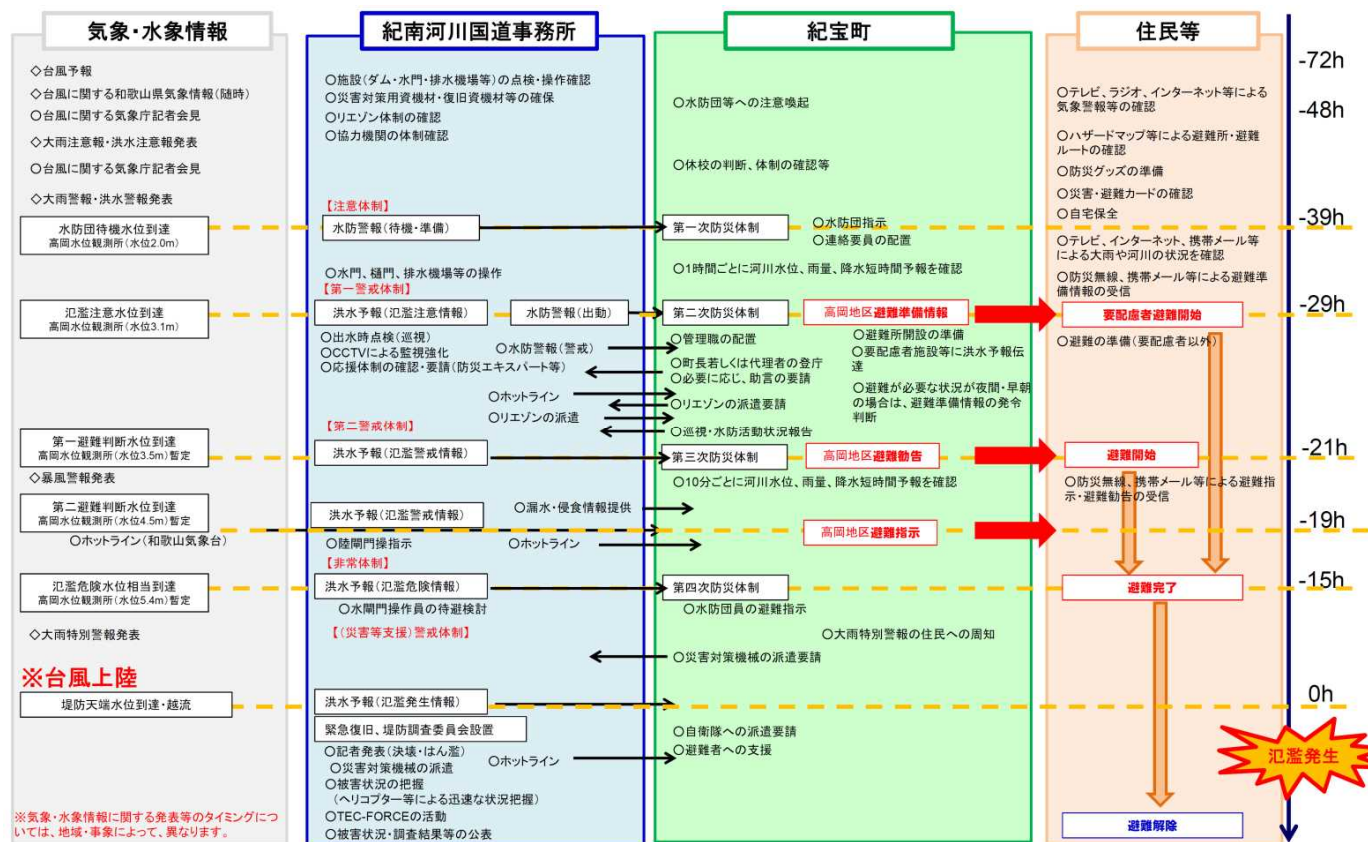
- ・ 災害時における逃げ遅れをなくすため、地域防災訓練等で避難行動要支援者を支援する人の訓練の実施
- ・ 沿川自治会単位での防災訓練の実施
- ・ 地域防災計画への要配慮者利用施設の適切な定めと、施設における避難確保計画作成と避難訓練の実施の促進 など

取組方針検討事項のイメージ

4. 避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成・活用等

- ・ 避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成
- ・ 関係者の役割分担をより明確にしたタイムラインの作成
- ・ 水位の状況等を伝達するホットラインの構築
- ・ 避難のための時間を十分に確保した避難勧告を発令するためのタイムラインの検証と改善（活用訓練等の実施） など

<参考>



取組方針検討事項のイメージ

5. 避難行動のための情報発信等

- 避難情報を各世帯へ確実に届けるため、防災行政無線の普及（無線のデジタル化等）
- 避難情報を対象者へ確実に届けるため、ケーブルテレビや防災メールへの登録・配信サービスやSNSの活用等
- 防災対策や住民の避難行動の判断をより分かりやすくするため、水位計・CCTVカメラや気象情報の情報提供
- 住民の避難行動を促すためのプッシュ型の洪水予報等の情報発信のための整備
- 洪水予報文の改良と運用 など

6. 避難時間確保のための水防活動・体制の強化

- 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施
- 水防団等の組織維持のため、団員の募集等の促進
- 水害リスク情報の共有に向けた水防団等との共同点検の実施
- 水防訓練の実施 など

取組方針検討事項のイメージ

7. 堤防等の整備について

- ・ 洪水を河川内で安全に流す対策
 流下能力向上対策
- ・ 危機管理型ハード対策
 天端の保護、裏法尻の補強等 など

8. 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備

- ・ 早期に氾濫が発生する地域等における洪水時の避難勧告等の発令判断に活用するため
 簡易水位計・量水標を設置し情報共有
- ・ 水防団等の水防活動を支援するためCCTVカメラを設置し情報共有 など